

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成22年2月12日
【四半期会計期間】	第11期第2四半期（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）
【会社名】	株式会社キャンバス
【英訳名】	CanBas Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河邊 拓己
【本店の所在の場所】	静岡県沼津市通横町9番地
【電話番号】	055-954-3666
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 兼 管理部長 加登住 眞
【最寄りの連絡場所】	静岡県沼津市通横町9番地
【電話番号】	055-954-3666
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 兼 管理部長 加登住 眞
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 当第2四半期 累計期間	第11期 当第2四半期 会計期間	第10期
会計期間	自平成21年 7月1日 至平成21年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 7月1日 至平成21年 6月30日
事業収益(千円)	98,890	49,445	161,765
経常損失(千円)	146,324	52,640	221,698
四半期(当期)純損失(千円)	147,180	52,952	222,675
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金(千円)	-	3,110,803	2,394,847
発行済株式総数(千株)	-	2,910	2,166
純資産額(千円)	-	3,298,736	2,014,004
総資産額(千円)	-	3,479,796	2,276,031
1株当たり純資産額(円)	-	1,133.18	929.46
1株当たり四半期(当期)純損失 金額(円)	57.05	18.33	102.79
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	-	94.8	88.5
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	125,433	-	220,141
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	507,026	-	387,061
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,417,919	-	-
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	1,319,039	533,580
従業員数(人)	-	20	19

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 当社は、第10期第2四半期累計(会計)期間においては四半期財務諸表を作成しておりませんので、第10期第2四半期累計(会計)期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 事業収益には、消費税等は含まれておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(人)	20
---------	----

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は研究開発を主体としており、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

(2) 受注状況

当社は受注生産を行っていませんので、受注実績の記載はしていません。

(3) 販売実績

当第2四半期会計期間の販売実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社は、第10期第2四半期会計期間においては四半期財務諸表を作成していませんので、前年同四半期との比較は行っていません。

当第2四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
販売高(千円)	前年同四半期比(%)
49,445	-

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれていません。

2. 当第2四半期会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第2四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
武田薬品工業株式会社	49,445	100.0

2【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間において、新たに発生したリスク、直前事業年度に係る有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更及び重要事象等はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。また、当社は、第10期第2四半期会計期間においては四半期財務諸表を作成しておりませんので、前年同四半期との比較は行っておりません。

(1) 業績の状況

当第2四半期会計期間におけるわが国経済は、海外経済の改善や緊急経済対策の効果等に支えられて穏やかな回復基調にあり、企業の好況感も大企業を中心に改善傾向にあります。一方、個人消費は、依然厳しい雇用・所得環境が続いていますが、諸対策の効果などにより持ち直しています。

このような環境の中、癌をターゲットとした医薬品の研究開発を行っている当社は、当社が創製し開発中のCBP501について、武田薬品工業株式会社（「武田薬品」）との共同事業化契約に基づき、米国での臨床試験に注力しており、CBP501・シスプラチン・ペメトレキセドの3剤併用による臨床第2相試験（平成20年10月試験開始、対象：悪性胸膜中皮腫）並びに同じ3剤併用による臨床第2相試験（平成21年6月試験開始、対象：非小細胞肺癌）を継続しております。

当社は、CBP501及びそのバックアップ化合物（CBS9106、CBS2400シリーズなど後続パイプラインを含みません）に関して平成19年3月に武田薬品と共同事業化契約を締結しており、上記の米国におけるCBP501臨床開発は、同契約締結後、武田薬品と共同で進めております。同契約に基づき武田薬品からCBP501開発に係る費用（販売費及び一般管理費に分類される費用を含む）の8割の負担を得られるため、当社のCBP501開発に係る費用は相応に軽減されておりますが、臨床開発の進捗に伴い、研究開発費は増加しております。

また、当社の薬剤スクリーニング法から見出されたパイプラインであるCBS9100シリーズについては、平成21年6月に開始したCBS9106の前臨床試験を継続中です。

さらに、後続パイプラインの創出につきましては、当社独自の薬剤スクリーニング法による探索の継続により新たなパイプラインの創出に努める傍ら、昨年度に日本電気株式会社より技術導入した、データマイニング技術と能動学習法をベースとする医薬品候補物質探索技術「ChemMiner (TM)」を活用するなど、当社の競争力の源泉となる創薬エンジンの改良・強化に努めております。

以上の結果、当第2四半期会計期間の事業収益は、武田薬品との共同事業化契約に基づく同社からの収入により49,445千円、経常損失は研究開発費の計上等により52,640千円、四半期純損失は52,952千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物は、第1四半期会計期間末に比べ513,209千円減少し1,319,039千円となりました。これは主に、研究開発費の支出及び定期預金への預入と払戻の差額による支出等と、オーバーアロットメントによる売出に係る主幹事会社を割当先とする第三者割当増資及びCBP501開発に係る費用のうち武田薬品との共同事業化契約に基づく同社負担分（以下「CBP501受取研究開発費」）の受取等によるものであります。

当第2四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、研究開発の推進に伴う研究開発費の支出等による税引前四半期純損失52,640千円、CBP501受取研究開発費入金等による未収入金の減少196,356千円等により、94,264千円の増加となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の預入及び払戻等により、801,886千円の減少となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、株式会社東京証券取引所マザーズ市場への株式上場時のオーバーアロットメントによる売出に係る主幹事会社を割当先とする第三者割当増資並びに新株予約権等の行使により194,411千円の増加となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期会計期間における研究開発費は、委託研究費95,056千円、給与手当21,898千円、支払報酬52,101千円等からCBP501受取研究開発費123,338千円を控除した結果、73,581千円となりました。

なお、当第2四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社は、当面の事業活動に資する財源及び資金の流動性について現時点で特記すべき事項はありませんが、一方で、安定的な収益の計上が始まるまでの全期間をカバーするに余りある財源を保有しているわけではなく、今後の事業の推移によっては新たな資金の調達が必要となります。

将来の株式市場環境の低迷、あるいは当社の研究開発に重大な問題が生じたときは、増資によって調達できる資金が限定され、また資金調達そのものができなくなるなど、当社の経営成績にきわめて重大な影響を与えるおそれがあります。

この事態に備え、当社の経営陣は、資金枯渇への対応に関する複数の戦略オプションを検討しております。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社は、当面の活動には支障のない財源を株主資本として確保しており、資金の流動性にも現時点で特記すべき事項はありません。なお、当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物並びに預入期間が3か月を超える定期預金残高の合計額は、3,219,039千円であります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の特徴と現状の認識について

当社は、細胞周期に関する研究成果をもとに、正常細胞に影響が少ない抗癌剤の開発を目指し、その作用メカニズムの候補と考えられるG2チェックポイント阻害のメカニズムに着目して研究及び開発を行っている、創薬企業です。

特定領域に絞り込んだ創薬を自社独自の創薬エンジンを基に実施することにより、技術とプロダクトの両方を自社で創出するのが創薬企業であり、創薬エンジンを持たず開発途上の化合物を外部から導入して一定の開発ののち製薬企業へ導出する企業とは大きく異なるビジネスモデルを有しております。

この付加価値の高いビジネスモデルを完成させ、企業価値の最大化を図るため、当面の対処すべき経営課題及びその解決に向けた取組みを以下のとおり認識し実施しております。

当面の対処すべき課題と対応方針・具体的な取組状況

《事業活動において対処すべき課題と対応方針・具体的な取組状況》

(a) CBP501の臨床試験推進

バックアップ研究などにより開発リスクの分散や低減は図っているものの、CBP501は当社の将来の事業計画において最初の上市品と想定している化合物であり、この開発の成否が当社事業計画の実現の鍵を握っていると言えます。失敗・遅延のリスクを最小限に抑え、かつ、最も早期に適切な適応によるNDA（新薬承認申請）の承認を受け、CBP501の上市を実現することが、当社の事業活動において最も重要な課題であります。

当社は現在、平成19年3月に武田薬品と締結した共同事業化契約に基づき、CBP501に係る研究開発費の分担を含む共同開発体制の下、米国においてCBP501の臨床試験第2相試験を推し進めております。

(b) CBP501の適応拡大

医薬品市場においては、一品目のプロダクトライフサイクル全体から生み出される価値を最大化するため、既に上市された薬剤について当初承認を受けたのと異なる新たな効能や投与方法等でも承認を得て、適応を拡大していく戦略が一般的です。特に抗癌剤においては、医療現場におけるニーズの高さなども相まって、適応拡大戦略は製品価値を高める有力な手法とされており、上市された抗癌剤の多くにおいて対象とする癌や併用する薬剤をさまざまに変更した適応拡大が試行され、この成否が、当該薬剤を保有する企業の価値に大きく影響しております。

CBP501は現在、武田薬品との共同事業化契約に基づき、悪性胸膜中皮腫及び非小細胞肺癌をターゲットとして共同事業化を進めておりますが、早期の適応拡大による収益最大化のために、これらのターゲット以外の効能に関するデータの収集等に努め、CBP501の適応拡大に係る開発を積極的に推進していく方針です。

(c) 許認可当局の定める臨床試験の基準に準拠する体制のさらなる充実

医薬品の研究開発は、許認可当局の定める基準に準拠して進めなければなりません。

当社は、設立直後からこの基準に準拠する体制の構築を強く意識しており、過去の開発においてそれぞれの時点で必要な基準に準拠して事業活動を行ってまいりました。今後も、SOP（研究開発に関する標準操作法）の見直し・改訂を含め、準拠体制のさらなる充実と強化に努めていく方針であり、研究開発部臨床開発担当の増員、品質管理担当者の設置と継続的な全社教育により、この課題に取り組んでおります。

(d) CBS9106のIND申請（臨床試験開始申請）のための非臨床試験推進

CBS9106は、当社独自の薬剤スクリーニング法により見出された薬剤候補化合物であり、現在、前臨床試験（許認可当局の定めた基準に準拠した非臨床試験）を実施しております。

当社は、CBS9106の非臨床試験の推進と早期のIND承認を実現するために、CBP501で蓄積し

たIND承認の経験を踏まえつつ、さらにプロジェクト管理を徹底して、効率的かつ信頼性の高い非臨床試験の推進に努める方針です。

(e)創薬エンジンの改良・充実

当社のような創薬企業にとって、新規の開発候補化合物パイプラインを継続的に創出・獲得し候補化合物の最適化を実施する創薬エンジンは競争力の源泉であり、その改良と充実は将来の継続的な成長のために必須のものであります。

当社ではこれまで、米国及び欧州で特許が発行されている当社独自の手法をもとにした薬剤スクリーニング法を創薬エンジンとしてCBP501、CBS9106を創出し、現在もCBS2400シリーズの最適化を進めています。

今後、データマイニング技術等の創薬支援ツールを積極的に活用するなどにより、当社の創薬エンジンの効率性や精度をより高め、G2チェックポイント阻害の領域で獲得した先行者優位を確立し、さらに将来的な継続性ある競争力の強化を図っていく方針です。

《経営基盤において対処すべき課題と対応方針・具体的な取組状況》

(a)重厚な開発戦略の構築と推進

当社と武田薬品との共同事業化契約により、当社と武田薬品は、世界の抗癌剤の主戦場である米国市場において共同開発と共同販売を行い、利益を按分する傍らコストも応分に負担することとなり、この展開を支えるための資金調達には当社にとって重要な課題であります。また、抗癌剤の一般的なマーケット拡大手法である適応拡大戦略を採用し重厚な開発ポートフォリオを組み合わせるためには、最先行品の上市による収益を得る以前から後期臨床開発を同時に複数進行させておくことが必須であり、そのための資金を確保する必要があります。

また、後続パイプラインであるCBS9106は現在IND申請のための前臨床試験の段階にあり、今後の資金需要が予測されます。さらに、今後の継続的な研究開発パイプライン戦略を実現するために、新規開発候補化合物の創出・獲得にも注力する必要があります。

当社は、これらを実現するための情報収集と必要資金確保に努めるとともに、この推進を支える体制の整備を積極的に行う方針です。

(b)内部体制の強化

当社は、医薬品研究開発という業務の特性上、情報の適切な取り扱いと、株主、投資家等への適時適切な情報開示がきわめて重要であると認識しております。投資家が当社の投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を、適時適切に開示するための適時開示体制を構築・運用しIR活動を積極的に展開する方針です。

また、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を含め、当社の内部統制体制をさらに強固なものにする必要があることから、今後当社は、研究開発部と管理部のデータ連携を図るなどにより、財務報告の信頼性を確保する仕組みを強化・拡充する方針です。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期会計期間において、前四半期会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,910,500	2,910,500	東京証券取引所マ ザーズ市場	(注)
計	2,910,500	2,910,500	-	-

(注) 1. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 1単元の株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19に基づき発行した新株引受権は、次のとおりです。

(平成13年1月12日臨時株主総会決議)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,200
新株予約権の行使期間	自平成15年2月1日 至平成22年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,200 資本組入額 600
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社の役員又は従業員であること。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡したり、質権その他担保権を設定する等の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 平成21年5月14日開催の取締役会決議に基づき、平成21年6月1日付で普通株式1株につき100株の分割を行っております。

2. 新株予約権の目的となる普通株式の内容は「(1) 株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。
3. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による350株から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を100株減じております。
4. 上記3. に加え、平成21年6月1日付株式分割の後、権利行使に伴い新株予約権の目的となる株式の数を8,300株減じております。
5. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により、株式1株当たりの発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{調整前発行価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が株主割当増資(第三者割当増資の方法により株主全員に割当てする場合も含む)を行う場合、発行価額を次の算式により調整します。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

旧商法に基づき発行した新株引受権付社債は、次のとおりです。
(平成13年6月7日臨時株主総会決議)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,209
新株予約権の行使期間	自平成13年7月1日 至平成23年6月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,209 資本組入額 604
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社の役員又は従業員であること。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株引受権は、社債と分離して本新株引受権証券のみで譲渡することができる。
新株予約権付社債の残高(千円)	-
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1.平成21年5月14日開催の取締役会決議に基づき、平成21年6月1日付で普通株式1株につき100株の分割を行っております。
- 2.新株予約権の目的となる普通株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。
- 3.新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による800株から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を300株減じております。
- 4.当社が(1)行使価額を下回る払込金額で普通株式を発行する場合、(2)株式の分割により普通株式を発行する場合、あるいは、(3)行使価額を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる、又は普通株式の引受権を有する証券を発行する場合は、行使価額を次の算式をもって調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + 1 \text{株当たり払込金額} \times \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、この計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入します。
また、合併、資本の減少、株式の分割・併合等の場合においても適切に行使価額を調整します。

旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21並びに同第280条ノ27の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

(平成14年5月25日臨時株主総会決議)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	(社内向け) 100 (社外向け) 20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(社内向け) 10,000 (社外向け) 20,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000
新株予約権の行使期間	(社内向け) 自平成16年11月28日 至平成24年4月30日 (社外向け) 当社が株式を公開した日の6ヶ月経過後から2年6ヶ月
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000
新株予約権の行使の条件	(社内向け) 権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、もしくは従業員であることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、その他正当な理由のある場合等、当社取締役会が書面で認めた場合については、この限りではない。 (社外向け) 権利行使時においても、当社の社外コンサルタントの地位にあることを要す。ただし、当社の社外コンサルタントを顧問契約等で定められた期間の満了により退任した場合、顧問契約等に特段の定めがある場合、その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1.平成21年5月14日開催の取締役会決議に基づき、平成21年6月1日付で普通株式1株につき100株の分割を行っております。
- 2.新株予約権の目的となる普通株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。
- 3.新株予約権の数は、臨時株主総会決議による220個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を100個減じております。これにともない、新株予約権の目的となる株式の数は、400株から300株に減少しております。

- 4 . 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により、株式 1 株当たりの権利行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後権利行使価額} = \frac{\text{調整前権利行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併し、又は株式交換により完全親会社となる場合にも、発行又は移転する株式 1 株当たりの権利行使価額につき必要な調整を行います。

- 5 . 当社は平成21年 9 月17日付で株式会社東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

(平成16年2月25日臨時株主総会決議)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	3,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,100
新株予約権の行使期間	自平成16年3月19日 至平成26年2月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,100 資本組入額 1,050
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権者について、後記に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権1個の一部についてこれを行わせることはできないものとする。また、新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならない。1株未満の端数の部分については、株式を割り当てないものとする。</p> <p>(3) 各新株予約権の行使に当たっては、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反していないことを条件とし、違反があった新株予約権の行使は認められないものとする。</p> <p>(4) 新株予約権者が以下のないし、のいずれの身分にも該当しなくなった場合は、残存する当該新株予約権全部を無償で償却することができる。 当社(当社の将来の子会社も含む)の取締役、監査役もしくは従業員 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社子会社との間で委任、請負等の協力関係にある者</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1.平成21年5月14日開催の取締役会決議に基づき、平成21年6月1日付で普通株式1株につき100株の分割を行っております。
- 2.新株予約権の目的となる普通株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。
- 3.新株予約権の数は、臨時株主総会決議による4,000個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を1,000個減じております。これにともない、新株予約権の目的となる株式の数は、4,000株から3,000株に減少しております。

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整します。

$$\text{調整後権利行使価額} = \frac{\text{調整前権利行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新規に発行又は自ら保有する当社株式を移転等処分する場合、又は、調整前行使価額を下回る価額を新株1株の発行価額とする当社普通株式の新株予約権又は新株予約権証券を発行する場合、次の行使価額調整式をもって行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(平成17年5月27日臨時株主総会決議)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,000
新株予約権の行使期間	自平成18年4月29日 至平成27年5月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,000 資本組入額 1,500
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権者について、後記に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権1個の一部についてこれを行わせることはできないものとする。また、新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならないが、1株未満の端数の部分については、株式を割り当てないものとする。</p> <p>(3) 各新株予約権の行使に当たっては、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反していないことを条件とし、違反があった新株予約権の行使は認められないものとする。</p> <p>(4) 新株予約権者が以下のないし、のいずれの身分にも該当しなくなった場合は、残存する当該新株予約権全部を無償で償却することができる。 当社(当社の将来の子会社も含む)の取締役、監査役もしくは従業員 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の 如何を問わず当社又は当社子会社との間で委任、請負等の協力関係にある者</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1.平成21年5月14日開催の取締役会決議に基づき、平成21年6月1日付で普通株式1株につき100株の分割を行っております。
- 2.新株予約権の目的となる普通株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。
- 3.新株予約権の数は、臨時株主総会決議による620個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を40個減じております。これにともない、新株予約権の目的となる株式の数は、620株から580株に減少しております。
- 4.上記3.に加え、平成21年6月1日付株式分割の後、平成21年5月22日臨時株主総会決議に基づく第6回新株予約権の新株予約権割当契約に従い、新株予約権530個が放棄されております。これにともない、新株予約権の目的となる株式の数は、58,000株から5,000株に減少しております。

5. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価(ただし、株式上場前は調整前行使価額)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新規に発行又は自ら保有する当社株式を移転等処分する場合、又は、時価(ただし、株式上場前は調整前行使価額)を下回る価額を新株1株の発行価額とする当社普通株式の新株予約権又は新株予約権証券を発行する場合、次の行使価額調整式をもって行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。
(平成21年5月22日臨時株主総会決議)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	718
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	71,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	公募価額と同額、但し、公募価額が2,100円を下回った場合、2,100円。
新株予約権の行使期間	自平成23年5月23日 至平成31年5月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 公募価額と同額、但し、公募価額が2,100円を下回った場合、2,100円。 資本組入額 資本金等増加限度額の2分の1。
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者が下記 のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。当社及び当社子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)又は従業員たる地位。</p> <p>当社の取締役会において社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>新株予約権者が、平成17年5月27日臨時株主総会決議もしくは平成19年9月11日定時株主総会決議に基づく当社発行の新株予約権の保有者である場合、当該新株予約権の権利を保有したままで本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社株式の上場日より1カ月経過した日もしくは行使期間の始期前日のいずれか早い日までに、保有する当該新株予約権の全部を権利放棄した場合を除く。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-

区分	第 2 四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、会社法第236条第1項八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式会社」という。）により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとする。この場合、当該合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転に際し、当社と株式会社との間で締結される吸収・新設合併契約（会社法第749条第1項四号イ及び第753条第1項十号イ）、吸収分割契約（会社法第758条五号イ）、新設分割計画（会社法第763条十号イ）、株式交換契約（会社法第768条第1項四号イ）又は株式移転計画（会社法第773条第1項九号イ）において株式会社が交付する下記の新株予約権の内容を定めるものとする。</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類 普通株式とする。</p> <p>新株予約権の数及び株式の数 合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とする。</p> <p>各新株予約権の行使の際の払込金額 合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権の行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権の行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができる。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の譲渡制限 新株予約権の譲渡につき、株式会社の取締役会の承認を要するものとする。</p>

- (注) 1. 平成21年5月14日開催の取締役会決議に基づき、平成21年6月1日付で普通株式1株につき100株の分割を行っております。
2. 新株予約権の目的となる普通株式の内容は「(1) 株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。
3. 平成21年5月22日臨時株主総会決議に基づく第6回新株予約権のうち58,300株は、平成17年5月27日臨時株主総会決議に基づく第4回新株予約権もしくは平成19年9月11日定時株主総会決議に基づく第5回新株予約権を有する株主に対してそれぞれ同株数を付与したものであります。これら株主と当社との間で締結された新株予約権割当契約において、第6回新株予約権に係る行使時の払込金額（行使価額）が決定された後に、第4回新株予約権もしくは第5回新株予約権、又は第6回新株予約権の、いずれかを放棄する旨を定めております。当第2四半期会計期間において、第4回新株予約権530個（残存数50個）及び第5回新株予約権53個（残存数なし）が放棄され、前出の新株予約権割当契約に基づく放棄が完了しました。なお、第6回新株予約権の放棄はありませんでした。
4. 当社が株式分割を実施する場合、普通株式の無償割当をする場合、又は株式併合を行う場合は、次の算

式により行使価額を適切に調整し、調整により1株未満の端数が発生する場合は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{手続実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続実施後の発行済普通株式総数}}$$

当社が時価(ただし、株式上場前は調整前行使価額)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合、又は、時価(ただし、株式上場前は調整前行使価額)を下回る価額をもって、その取得と引換えに会社の普通株式を交付する取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権を発行する場合、又は調整前行使価額を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を発行する場合、次の算式により行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

5. 当社株式の株式会社東京証券取引所マザーズ市場上場時の公募価格は1株2,100円であります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年10月15日(注)1	96,000	2,902,200	92,736	3,105,823	92,736	3,092,673
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日(注)2	8,300	2,910,500	4,980	3,110,803	4,980	3,097,653

(注)1. 有償第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出に係る第三者割当増資)

割当価格 1,932円
資本組入額 966円
払込金総額 185,472千円
割当先 三菱UFJ証券株式会社

2. 新株予約権等の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

平成21年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
株式会社マキヤ	静岡県沼津市三枚橋字竹の岬709-1	125,000	4.29
ライフサイエンス投資事業組合	名古屋市中区丸の内3-5-10	96,000	3.29
BANQUE DE LUXEMBOURG-CLIENT ACCOUNT (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	14 BOULEVARD ROYAL L-244 9 LUXEMBOURG, LUXEMBOURG (東京都千代田区有楽町1-1-2)	91,000	3.12
矢部 隆	静岡県沼津市	65,000	2.23
武田薬品工業株式会社	大阪府中央区道修町4-1-1	64,500	2.21
MELLON BANK ABN AMRO GLOBAL CUSTODY N.V. (常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108, USA (東京都中央区月島4-16-13)	60,600	2.08
MVCグローバルジャパンファンドIII 投資事業組合	東京都千代田区大手町1-8-1	60,100	2.06
菅沼 正司	愛知県豊田市	50,000	1.71
河邊 なおみ	静岡県沼津市	50,000	1.71
ライフサイエンス2号投資事業有限責 任組合	東京都千代田区神田錦町3-19	50,000	1.71
計	-	712,200	24.47

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,910,100	29,101	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 400	-	-
発行済株式総数	2,910,500	-	-
総株主の議決権	-	29,101	-

【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 7月	平成21年 8月	平成21年 9月	平成21年 10月	平成21年 11月	平成21年 12月
最高(円)	-	-	4,050	3,370	2,990	2,120
最低(円)	-	-	2,875	2,480	1,677	1,410

(注) 1. 最高・最低株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

2. 当社は、平成21年9月17日に株式会社東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

3【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第2四半期累計期間（平成21年7月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,219,039	1,933,580
未収入金	150,996	137,824
その他	58,526	148,016
流動資産合計	3,428,562	2,219,420
固定資産		
有形固定資産	37,679	43,217
無形固定資産	7,499	8,175
投資その他の資産	6,054	5,217
固定資産合計	51,233	56,610
資産合計	3,479,796	2,276,031
負債の部		
流動負債		
未払法人税等	7,143	5,992
その他	173,916	256,034
流動負債合計	181,060	262,026
負債合計	181,060	262,026
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,110,803	2,394,847
資本剰余金	3,097,653	2,381,697
利益剰余金	2,910,325	2,763,145
株主資本合計	3,298,131	2,013,399
新株予約権	604	604
純資産合計	3,298,736	2,014,004
負債純資産合計	3,479,796	2,276,031

(2) 【四半期損益計算書】
【第 2 四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第 2 四半期累計期間 (自 平成21年 7 月 1 日 至 平成21年12月31日)
事業収益	98,890
事業費用	
研究開発費	1 171,640
販売費及び一般管理費	2 65,512
事業費用合計	237,153
営業損失 ()	138,263
営業外収益	
受取利息	3,702
為替差益	1,993
その他	237
営業外収益合計	5,933
営業外費用	
株式交付費	13,992
その他	1
営業外費用合計	13,994
経常損失 ()	146,324
特別損失	
固定資産除却損	230
特別損失合計	230
税引前四半期純損失 ()	146,555
法人税、住民税及び事業税	625
法人税等合計	625
四半期純損失 ()	147,180

【第2四半期会計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
事業収益	49,445
事業費用	
研究開発費	¹ 73,581
販売費及び一般管理費	² 26,137
事業費用合計	99,718
営業損失()	50,273
営業外収益	
受取利息	1,703
その他	150
営業外収益合計	1,854
営業外費用	
株式交付費	1,020
為替差損	3,200
営業外費用合計	4,220
経常損失()	52,640
税引前四半期純損失()	52,640
法人税、住民税及び事業税	312
法人税等合計	312
四半期純損失()	52,952

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純損失()	146,555
減価償却費	12,828
受取利息	3,702
為替差損益(は益)	0
その他	8,250
小計	129,178
利息の受取額	4,721
法人税等の支払額	977
営業活動によるキャッシュ・フロー	125,433
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	1,900,000
定期預金の払戻による収入	1,400,000
有形固定資産の取得による支出	6,829
その他	197
投資活動によるキャッシュ・フロー	507,026
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	1,417,919
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,417,919
現金及び現金同等物に係る換算差額	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	785,459
現金及び現金同等物の期首残高	533,580
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,319,039

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第2四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末 (平成21年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額は157,844千円であります。	有形固定資産の減価償却累計額は151,532千円であります。

(四半期損益計算書関係)

当第2四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)																		
<p>1. 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>受取研究開発費</td> <td>293,444千円</td> </tr> <tr> <td>委託研究費</td> <td>231,094千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>41,528千円</td> </tr> <tr> <td>支払報酬</td> <td>114,291千円</td> </tr> </table> <p>2. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>受取研究開発費</td> <td>47,872千円</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td>34,350千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>13,131千円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td>16,355千円</td> </tr> <tr> <td>顧問料</td> <td>15,840千円</td> </tr> </table>	受取研究開発費	293,444千円	委託研究費	231,094千円	給与手当	41,528千円	支払報酬	114,291千円	受取研究開発費	47,872千円	役員報酬	34,350千円	給与手当	13,131千円	支払手数料	16,355千円	顧問料	15,840千円
受取研究開発費	293,444千円																	
委託研究費	231,094千円																	
給与手当	41,528千円																	
支払報酬	114,291千円																	
受取研究開発費	47,872千円																	
役員報酬	34,350千円																	
給与手当	13,131千円																	
支払手数料	16,355千円																	
顧問料	15,840千円																	

当第2四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)														
<p>1. 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>受取研究開発費</td> <td>123,338千円</td> </tr> <tr> <td>委託研究費</td> <td>95,056千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>21,898千円</td> </tr> <tr> <td>支払報酬</td> <td>52,101千円</td> </tr> </table> <p>2. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>受取研究開発費</td> <td>19,076千円</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td>17,175千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>5,881千円</td> </tr> </table>	受取研究開発費	123,338千円	委託研究費	95,056千円	給与手当	21,898千円	支払報酬	52,101千円	受取研究開発費	19,076千円	役員報酬	17,175千円	給与手当	5,881千円
受取研究開発費	123,338千円													
委託研究費	95,056千円													
給与手当	21,898千円													
支払報酬	52,101千円													
受取研究開発費	19,076千円													
役員報酬	17,175千円													
給与手当	5,881千円													

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	
現金及び預金勘定	3,219,039千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	1,900,000千円
現金及び現金同等物	1,319,039千円

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成21年12月31日)及び当第2四半期累計期間(自平成21年7月1日至平成21年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,910,500株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

新株引受権付社債の新株引受権

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 50,000株

新株予約権の四半期会計期間末残高 604千円

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

株式会社東京証券取引所マザーズ市場への上場時の、平成21年9月16日を払込期日とする公募増資により、資本金及び資本準備金がそれぞれ618,240千円増加しております。

同上場時のオーバーアロットメントによる売出しに係る、平成21年10月15日を払込期日とする主幹事会社に対する第三者割当増資により、資本金及び資本準備金がそれぞれ92,736千円増加しております。

また、平成21年7月1日から平成21年12月31日の期間における新株予約権等の行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ4,980千円増加しております。

この結果、当第2四半期累計期間において、資本金及び資本準備金がそれぞれ715,956千円増加し、当第2四半期会計期間末において、資本金が3,110,803千円、資本準備金が3,097,653千円となりました。

(有価証券関係)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(持分法損益等)
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

1. スtock・オプションに係る当第2四半期会計期間における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 当第2四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成21年12月31日)		前事業年度末 (平成21年6月30日)	
1株当たり純資産額	1,133.18円	1株当たり純資産額	929.46円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前事業年度末 (平成21年6月30日)
純資産の部の合計額(千円)	3,298,736	2,014,004
普通株式に係る純資産額(千円)	3,298,131	2,013,399
差額の主な内訳		
新株予約権	604	604
普通株式の発行済株式数(株)	2,910,500	2,166,200
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	2,910,500	2,166,200

2. 1株当たり四半期純損失金額等

当第2四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純損失金額	57.05円
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。</p>	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、
以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)
四半期純損失() (千円)	147,180
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失() (千円)	147,180
期中平均株式数(株)	2,579,566
<p>希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要</p>	<p>平成21年5月22日臨時株主総会決議に基づく第6回新株予約権の割当契約において、第6回新株予約権に係る行使時の払込金額(行使価額)が決定された後に、第4回新株予約権もしくは第5回新株予約権、又は第6回新株予約権の、いずれかを放棄する旨を定めております。当第2四半期累計期間において、第4回新株予約権530個(残存数50個)及び第5回新株予約権53個(残存数なし)が放棄され、前出の新株予約権割当契約に基づく放棄が完了しました。なお、第6回新株予約権の放棄はありませんでした。</p>

当第2四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純損失金額	18.33円
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。</p>	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、
以下のとおりであります。

	当第2四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
四半期純損失() (千円)	52,952
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失() (千円)	52,952
期中平均株式数(株)	2,888,584
<p>希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要</p>	<p>平成21年5月22日臨時株主総会決議に基づく第6回新株予約権の割当契約において、第6回新株予約権に係る行使時の払込金額(行使価額)が決定された後に、第4回新株予約権もしくは第5回新株予約権、又は第6回新株予約権の、いずれかを放棄する旨を定めております。当第2四半期会計期間において、第4回新株予約権530個(残存数50個)及び第5回新株予約権53個(残存数なし)が放棄され、前出の新株予約権割当契約に基づく放棄が完了しました。なお、第6回新株予約権の放棄はありませんでした。</p>

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

(リース取引関係)
該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月4日

株式会社 キャンパス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 向 眞生 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 浅野 裕史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャンパスの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの第11期事業年度の第2四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成21年7月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キャンパスの平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。